

能代市議会基本条例（案）
～皆さんの意見を募集します（パブリックコメント）～

市民の負託に応え、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的に、議会基本条例策定特別委員会において基本条例を策定中です。その案がまとまりましたので、皆さんの意見をお寄せください。

【能代市議会基本条例（案）前文】

わたしたちの能代市は、北に世界自然遺産白神山地を望み、西に雄大な日本海と風の松原が広がり、地域を潤す米代川、四季を彩るきみまち阪など、美しく豊かな自然に恵まれている。

能代市議会は、市民がこのすばらしい自然と歴史・文化の豊かなまちに住むことに誇りを持つこと、そして、「わ」のまち能代の発展と市民の健康で幸せな暮らしを目指さなければならぬ。

地方公共団体は、地方分権一括法が施行され、地域の自主性及び自立性の高まりを期待される中において、議会は、二元代表制の一翼として、市民の意思を的確に捉え、地域課題を研究し、議会の役割、責務の重要性を認識し、市民の負託に全力で応えていかなければならない。

能代市議会は、議会の公正性及び透明性並びに議会機能を高めることにより、市民福祉の増進を図るとともに、将来にわたり市全体の持続的な発展に寄与することをここに決意し、この条例を制定する。

【能代市議会基本条例（案）の構成】

前文	目的
第1条	議会活動の原則
第2条	議員活動の原則
第3条	市長等と議会との関係
第4条	市民と議会との関係
第5条	議長と副議長の選出及び役割
第6条	会派
第7条	議員定数の在り方
第8条	委員会
第9条	議員間の自由討議
第10条	報告会の実施及び広報の充実
第11条	専門的知見の活用等
第12条	政治倫理の向上
第13条	議会費の協議
第14条	政務活動費の支出
第15条	政策の立案及び提言
第16条	議会改革の協議の場の設置
第17条	議会事務局の機能強化
第18条	議員の研修
第19条	他の地方公共団体の議会との連携
第20条	緊急事態への対応
第21条	他の条例等との関係
第22条	見直し手続
第23条	

能代市議会基本条例（案）のポイント

● 議会の活動原則を定めます。

議会は市政運営が適切に行われているかを監視し、市民から疑念や疑惑を抱かれることのないよう、公正性及び透明性を確保し、市民に分かりやすい活動を行います。（第2条）

● 議員の活動原則を定めます。

議員は誠実かつ公正に職責を果たさなければなりません。また、市政等に対する市民の多様な意見を的確に把握し、諸課題の調査研究及び解決に努めます。そして、市政が直面する諸課題に対して、的確な判断を行うことができるよう、自らの資質向上及び研さんに努め、常に市民全体の福祉の向上を目指して活動します。（第3条）

● 市民の皆様に対し、積極的に議会活動等に関する情報を提供します。

市民の皆様に対し、積極的に議会活動等に関する情報を提供することにより、情報の透明性を高め、説明責任を果たしていきます。会議等の傍聴については、できる限り傍聴しやすい環境整備に努めます。（第5条）

● 委員会では、必要に応じて議員間の活発な討議を尽くし、合意形成に努めます。

委員会の審査や所管事務の調査の中で